

様式－5

単品スライド条項適用申請品目

品目	材料名称	規格	数量	設計時単価(p)	価格変動後の単価(p')	概算増(減)額
<例示>						
鋼材類						
アスファルト類						
コンクリート類						

※ 品目は別表「単品スライド条項対象品目」の分類による。申請にあたっては、請負代金の1%以上変動していることを確認のこと。
(概算で可)

※ 設計時単価(p)、価格変動後の単価(p')は、「建設工事請負契約書の条項〔金銭的保証用〕第25条第5項及び〔無保証用〕第24条第5項の運用について(平成20年7月18日施行)」によること。

別表

単品スライド条項対象品目

品目名	該当工事材料
鋼材類	鉄筋、形鋼、矢板、鋼管（杭）、ダクタイル鋳鉄管、ボルトナット、鉄線、鉄網等鉄製品
燃料油	ガソリン、軽油、重油、混合油
その他金属類	ステンレス製品、アルミニウム製品、銅製品等非鉄金属製品
その他石油製品	合成ゴム等石油製品、瀝青系資材等
コンクリート類	生コンクリート、セメントモルタル、セメント
アスファルト類	加熱アスファルト混合物、アスファルト乳剤等
コンクリート製品類	U字溝、L形側溝、ボックスカルバート、コンクリート擁壁、その他PC製品等
石材類	砕石・砂（再生材を含む）、捨石、栗石、張り石、山土など
木材類	角材、木杭、横矢板など木製品
合成樹脂類	硬質塩化ビニル管、一般用ポリエチレン管等合成樹脂製品
タイル類	内外装タイル、床タイルなど
ガラス類	フロートガラス、強化ガラスなど
内装ボード類	石こうボード、岩綿吸音板、けい酸カルシウム板

※ 品目の分類は、上記を基本とする。

※ 上記分類にない品目等については監督員と協議のこと。

※ 単品スライド条項の対象とする工事材料は、同条項の主旨により、当該工事の「主要な工事材料」であること。